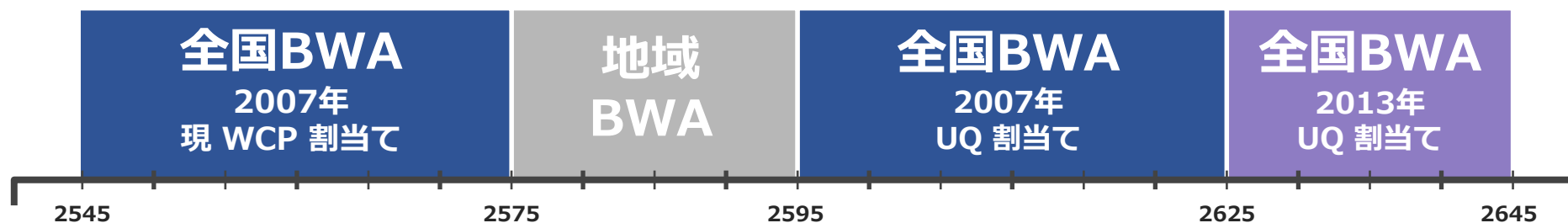


情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会(第12回) ご説明資料

2026年3月31日
ソフトバンク株式会社
Wireless City Planning 株式会社

高速インターネットアクセスの需要拡大を踏まえ
無線によるブロードバンド環境を実現すべく
BWAの技術基準が策定、割当てが実施

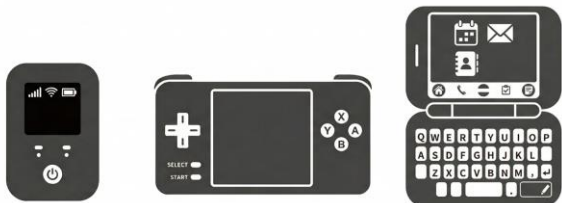


※地域BWAは地域公共サービス向上、デジタル・ディバイドの解消を目的に割当て

携帯電話が音声伝送を中心としたサービスであることに対し
BWAはデータ伝送を主としたサービスを期待

BWA

ALL IP網を利用した
データ特化サービス



Generated by AI

携帯電話

回線交換網を利用した
音声中心サービス



Generated by AI

超高速ブロードバンド普及促進を図るため、BWA制度が導入

割当て時の申請者の要件および免許主体の要件として 携帯電話事業者との資本規制が策定

開設指針 申請者の要件

申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

- 1 申請者が第三世代移動通信事業者でないこと。
- 3 申請者が議決権の三分の一以上を保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者が第三世代移動通信事業者ではないこと。
- 4 一の第三世代移動通信事業者、当該第三世代移動通信事業者が議決権の三分の一以上を保有する者、当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者及び当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者が所有する申請者の議決権の合計が三分の一を超えないこと。

電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針より抜粋

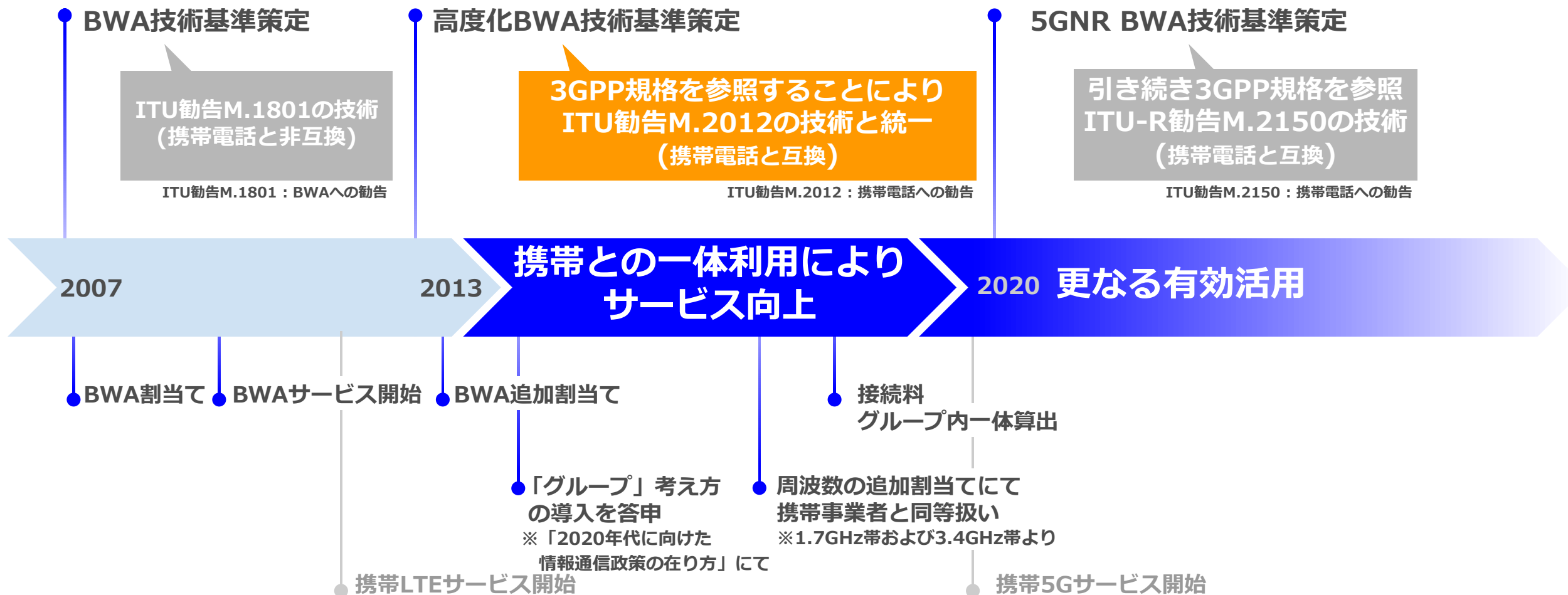
電波法関係審査基準 免許主体の要件

電気通信事業者であって、次に掲げる条件に適合するものであること。

- A 携帯電話事業者でないこと。
- B 法人又は団体である場合にあっては、免許主体の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等が、既存事業者及び携帯電話事業者ではないこと。
- C 法人又は団体である場合にあっては、携帯電話事業者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。
- D 法人又は団体である場合にあっては、既存事業者の子法人等、親法人等及び親法人等の子法人等が保有する免許主体の議決権の合計が3分の1未満であること。

BWA制度の技術的/制度的変遷

電波の有効利用を促進する観点から、
適時、技術的/制度的な見直しが図られてきたと認識

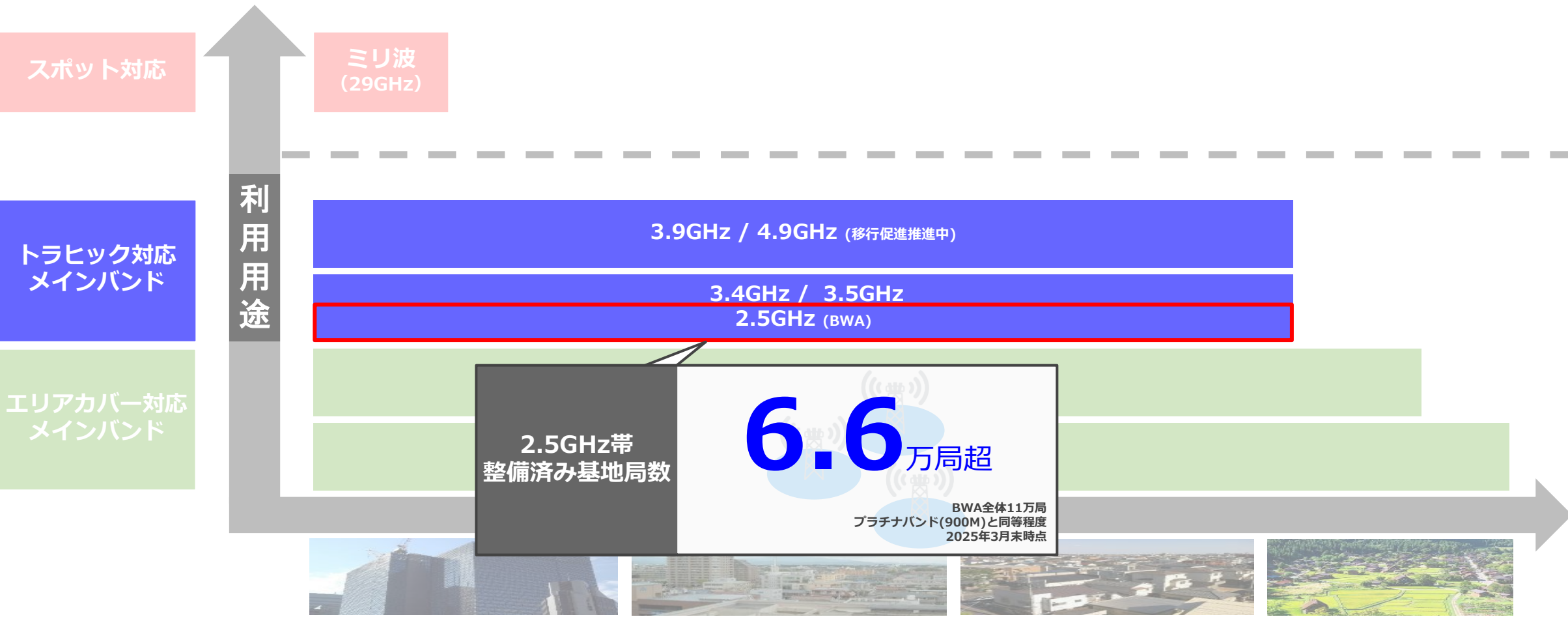


周波数特性に応じた効率的な運用を実施



BWA帯域の高度化に対する考え方

BWA帯域を含めたトラヒック対応帯域全体でのNR化および高度化の推進が重要



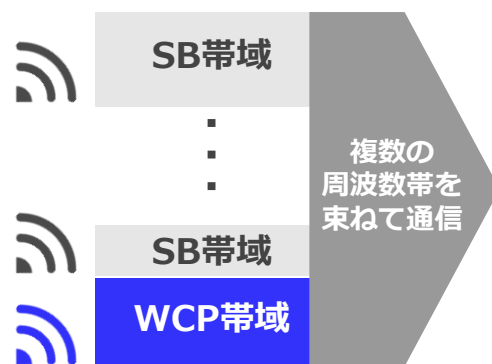
今後のAI活用や6Gの普及を見据え NR化を含め、グループ一體的にBWA帯域の有効利用を推進

高度化技術
(例)

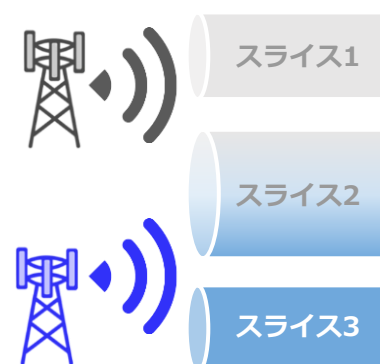
NR化

AXGP
5G

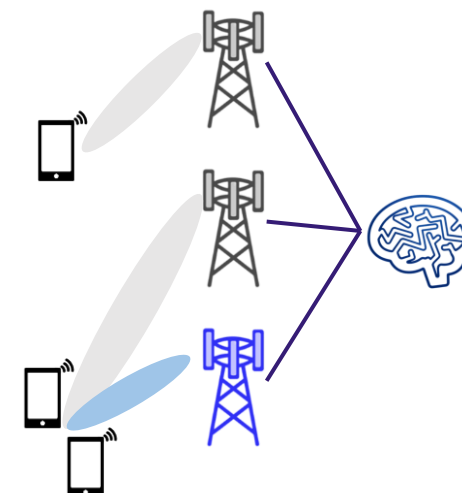
キャリアアグリゲーション



スライシング



AI RAN



資本規制の見直しにより、以下のようなグループ課題を解消

資本規制による課題

- ・ 戦略決定プロセスの長期化
- ・ WCPの独立性(2/3以上が外部資本)により必ずしもグループ全体の周波数戦略の実行が担保されない
※実行期間の長期化も含む
- ・ 2社体制により周波数の最適化活用に制限

資本規制の見直しによる効果

- ・ 意思決定のシンプル化
✓タイムリーな調達、構築、運用が可能
- ・ グループ全体の周波数戦略に合致した実行
- ・ グループ全体の更なる一体運用によるサービス/品質向上
✓グループ帯域全体による有効利用が可能

サービス高度化(NR化含む)の推進および周波数の最大活用へ

電波の更なる有効利用を促進するため、以下を要望

無線設備規則

BWAを、主としてデータ伝送を行うための無線システムとして規定

**データ主体の特性を活かした
BWA制度を維持**

BWAはデータ通信専用のため
ルールにも一定の柔軟性があり
法人等の多様な需要への対応が可能

電波関係審査基準

BWAの免許人について
携帯電話事業者でないこと
並びに資本規制を規定

**サービス高度化（NR化含む）の推進
および周波数の最大活用のため
資本規制を解消**

構成員限り